

水道法の改正案について

1 水道法の一部を改正する法律案の概要について

第 193 回国会（常会）において、水道法の一部を改正する法律案が提出されましたので、その概要を報告します。（参考資料「水道法の一部を改正する法律案の概要」を参照）

(1) 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずる。

(2) 改正の概要

- ア 関係者の責務の明確化
- イ 広域連携の推進
- ウ 適切な資産管理の推進
- エ 官民連携の推進
- オ 指定給水装置工事事業者制度の改善

(3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

ただし、水道施設台帳の作成及び保管に関する規定は、平成 32 年 4 月 1 日

2 水道法改正に関係する本市の対応

(1) 横浜市水道条例の改正

水道法改正に伴う横浜市水道条例の改正は、現在のところ必要ないものと考えています。

(2) 実務的な対応

「適切な資産管理の推進」については既にアセットマネジメントなどの取組を進めており、「指定給水装置工事事業者制度の改善」については、今後省令等が示された後、関連規定も含め、対応を検討してまいります。

(3) その他

1 (2)に掲げる取組を進める中小事業体等に対し、東京都、川崎市と横浜市（以下「三事業体」という。）が連携して支援を行う仕組みを立ち上げました。

・三事業体の連携による国内水道事業体に対する支援の取組

三事業体が、それぞれ培ってきたノウハウ・技術を活用し、相互に連携して、広域化をはじめとする水道事業の基盤強化に資する首都圏の水道事業体への支援を試行実施します。支援の受付窓口となる「国内貢献プラットフォーム」（事務局：東京都）の 29 年度中の設置にむけて、現在調整中です。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要**1. 関係者の責務の明確化**

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定事業者が行う旨を規定。

施行期日

平成30年4月1日(予定)(ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))